

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年9月8日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和5年9月8日(金)午後2時20分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員
1番 尾崎 義治 2番 市川 博 3番 本田 勉
4番 後呂 豊 5番 栗栖 一 7番 鈴木 隆文
9番 南 喜久治 10番 小野 真一 11番 清水 哲治
12番 杉谷 孫司 13番 柏木 彰文 14番 楠本 徹男
5. 欠席委員 6番 木戸 孝 8番 藤原 久恵
6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 尾原 圭 主任 石川 智寛
主査 大平 真也
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第13号 農地の形状変更について
議案第39号 白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則の一部を
改正する規則について
議案第40号 農地法第3条の規定による許可について
議案第41号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集
積計画の決定について
議案第42号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について
その他
閉会

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から9月の農業委員会を開催させていただきたいと思っております。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、6番の木戸 孝委員、8番の藤原 久

恵委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。7番の鈴木 隆文委員と9番の南 喜久治委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

7番委員 はい
9番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第13号 農地の形状変更につきまして、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第13号 農地の形状変更につきましてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は95㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん 〇〇歳です。80cmの農地の嵩上げです。申請理由は、当該地は隣接地と高低差があり、作業効率を向上させたいと考えたため、届け出ましたとのことです。また、一部埋め立てられているため、始末書付きの届出となっています。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第13号につきましては、会議への報告とさせていただきます。続きまして、議案第39号 白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第39号 白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。ご説明の前に1点訂正がございます。議案書の2ページをお願いいたします。議案第39号 白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について内容に誤りがございましたので、訂正分を配布させていただきます。申し訳ございませんが、差し替えをお願いいたします。～説明～事務局からの説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。本件について、ご意見、ご質問ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第39号につきまして、

原案通り可決しました。続きまして、議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。2 件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長

はい。議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 5 ページをお願いいたします。申請地は〇〇外 4 筆で、地目は、台帳が〇〇は田、その他は畑、現況が〇〇は田、その他は畑、面積は合計 2,790 m²です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、69,519.95 m²となります。申請理由は、譲受人においては、農業経営規模を拡大させて農業収入の向上を図りたいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、当該地を相続にて取得しましたが、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、2 番につきましてご説明いたします。議案書の 7 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 3 筆で、地目は、台帳、現況ともに全て田、面積は合計 2,750 m²です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、9,765 m²となります。申請理由は、譲受人においては、当該地は自宅から近く、効率的に耕作できると考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、遠方に住んでいることから耕作できず、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通行距離」などがございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員

異議ございません。

議長

2 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員

異議ございません。

議長

他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員

異議なし。

議長

ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 40 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 41 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

係長

はい。議案第 41 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の 8、9 ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 17 件、29 筆で、面積は合計 39,443 ㎡となっております。全件につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになっております。また、全件が使用貸借権の設定です。今月より、先月の委員会でご説明いたしました、一括化方式で貸付先まで含めた内容で審議いただくこととなります。続きまして、詳細についてご説明いたします。まず、1 番についてご説明いたします。議案書の 10 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は 1,157 ㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 10 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、2 番についてご説明いたします。議案書の 12 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は 882 ㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 10 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、3 番についてご説明いたします。議案書の 14 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は 740 ㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 10 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、4 番についてご説明いたします。議案書の 16 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 2 筆で、現況地目は全て畑、面積は合計 7,366 ㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 10 月 1 日から 20 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は梅栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。こちらは、和歌山版遊休農地リフォーム化支援事業を行うことから、一括化方式ではなく従来の方式での利用権設定となります。遊休農地リフォーム化終了後、貸付先が確定しましたら、報告させていただきます。

続きまして、5 番についてご説明いたします。議案書の 18 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は 2,176 ㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 10 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、6 番についてご説明いたします。議案書の 20 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は 1,004 ㎡です。貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 10 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、7 番についてご説明いたします。議案書の 22 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は 2,313 ㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 10 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、8 番についてご説明いたします。議案書の 24 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外 2 筆で、現況地目は全て田、面積は合計 4,006 ㎡です。貸人は〇〇の〇〇相

続人代表〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年10月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、9番についてご説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計3,410㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年10月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、10番についてご説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外3筆で、現況地目は全て田、面積は合計2,896㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年10月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、11番についてご説明いたします。議案書の30ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は1,018㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年10月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、12番についてご説明いたします。議案書の32ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計2,250㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年10月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、13番についてご説明いたします。議案書の34ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計3,364㎡です。貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年10月1日から10年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、14番についてご説明いたします。議案書の36ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は1,929㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年10月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、15番についてご説明いたします。議案書の38ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、現況地目は田、面積は1,481㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年10月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、16番についてご説明いたします。議案書の40ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は468㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年10月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、17番についてご説明いたします。議案書の42ページをお願いいたします。申請地は、〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計2,983㎡です。貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年10月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 引き続き耕作していただけるということで、異議ございません。

議長 2 番、3 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 4 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 5 番から 9 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 地元として異議ございません。

議長 10 番から 17 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 41 号につきまして、計画の決定を承認いたします。続きまして、議案第 42 号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について上程いたします。2 件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 42 号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてご説明いたします。これは農用地の除外申請について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。1 番についてご説明いたします。議案書の 44 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は 261 m²です。申請者は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用目的は、事務所兼駐車場用地です。変更理由は、当該地を事務所兼駐車場用地として利用したいため、売却してほしいと申し出があったことから、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、2 番についてご説明いたします。議案書の 46 ページをお願いいたします。申請地は、〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は 374 m²です。申請者は、〇〇の〇〇

相続人代表〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用目的は、事務所兼駐車場用地です。変更理由は、当該地を事務所兼駐車場用地として利用したいため、売却してほしいと申し出があったことから、本申請に至りましたとのこと。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～なお、書類を精査したところ、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項の各号の除外するための要件を全て満たしております。精査内容は、「計画面積の妥当性」、「農用地区域外の土地をもって代えることが困難」、「農用地の集団化・農作業の効率化等、総合的な利用に支障を及ぼさない」などで、要件の全てを満たしております。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1 番、2 番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 この地域は地籍調査も終わっているところになります。境界もはっきりしていますので、異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

〇〇委員 転用した場合、排水はどのようにするのでしょうか。

係長 隣接地にある既設のパイプに接続する予定です。

〇〇委員 終末はどこになりますか。考えにくい話ですが、下まで繋げる予定でしょうか。

係長 事務局で終末まで確認はできていませんが、隣接や周辺の方々には同意を得たうえで申請をいただいています。

〇〇委員 近くに池があります。近隣に 5 軒ほどの家がありますが、きちんとした排水路があるわけではありません。

〇〇委員 そうだと思います。水道は元々からありますか。

〇〇委員 おくまのさんにも水を引いてますので、それに繋げるのではないのでしょうか。

〇〇委員 この付近で家が建った案件もありますが、水道や排水路がないようなところ。この場所は宅造をしたようなところではありません。

〇〇委員 池の途中まではパイプが通っています。

〇〇委員 大きな道もあるし、津波の心配もないことから、家を建てたいということはわかりますが、地価が安いことから飛びついて購入したのは良いものの、後々で取り返しのつかないことに

ならないか心配します。

〇〇委員 心配される事態にならないように行政から指導はできないのでしょうか。

〇〇委員 きちんとした業者が開発事業をするのであれば、問題ない話だと思います。今回のように個人が虫食いのように工事をすれば、大変なことになるように思います。後々トラブルが起こった際に、誰が責任をとるのか等の心配要素がたくさん出てきます。

係長 建設課や生活環境課の指導の下、事業をやっていくこととなります。また、排水についてのお話をいただきましたが、今回の申請は農用地除外の申請となります。

〇〇委員 農用地除外ができてから数か月後に転用申請がでてくるということですね。

局長 農地転用申請の際、委員の皆さんが心配される件については、関係各課に情報提供を行う必要があると思います。ただし、農業委員会の場合では周辺の農地に影響を及ぼすような計画ではないかを確認する場ですので、農地転用申請が上程された場合は、そういった目線でご審議をいただきたいと思います。

〇〇委員 雑排水の関係の話は周りの営農に直接影響のある話だと思います。ましてや農用地区域内の農地に家を建てるわけですから、全く問題がない話ではありません。

局長 おっしゃる通りだと思います。農地転用申請が上程された際の重要なポイントになってくる部分になってきます。現場を十分に見たうえで判断していかなければならないと思います。

〇〇委員 余談ではありますが、隣接地の宅地の所有者と今回転用しようとしている方は同一人物です。今回に限っては、隣接の方とのトラブルも回避できるように思います。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 42 号につきましては、異議なしとして町長に回答いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について
～令和 5 年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会の開催について
～令和 5 年度前期分報酬の支払いについて
～白浜町農業委員会委員研修開催について

～令和5年度農業委員会視察研修について

議長

報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員

はい。

議長

なければ、次回の委員会につきましては、令和5年10月13日（金）午後1時30分から日置川拠点公民館2階大会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員

異議なし。

議長

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～楠本会長は、午後2時20分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。